

# ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱

全部改正 平成 24 年 6 月 11 日 24 林第 184 号

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日 2 林第 20 号

一部改正 令和 3 年 8 月 24 日 3 林第 227 号

## (趣旨)

第 1 条 知事は、すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養その他の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、ながさき森林環境保全事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の定めるところにより、ながさき森林環境保全事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱に定めるところによる。

## (補助の対象経費及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等並びに補助事業者は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

## (全体事業計画)

第 3 条 補助事業者は、別に定めるところにより、全体事業計画を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、全体事業計画とは、別表第 1 の実施区分ごとに、環境保全林緊急整備、森林整備作業システム構築及びしまの間伐促進においては計画概要書、ふるさとの森林づくり及びながさ木・なごみの街づくりにおいては全体事業計画書、ながさき県民参加の森林づくり（制度型）においては活動計画書のことをいう。

## (補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の規定により補助金交付申請書（様式第 1 号）に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、様式第 4 号については、別途農林部で定める団体（地方公共団体を含む。）については提出不要とする。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第 4 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 4 条の交付申請書を提出することができる時期は、毎年度、別に定める期日までとし、その提出部数は 2 部とする。

3 補助金の交付申請をしようとする補助事業者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

4 規則第5条第1項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は60日間とする。

(申請の取下げのできる期日)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(交付決定前着手)

第6条 補助金の交付の決定前に事業に着手する場合は、別に定める場合を除き、交付決定前着手届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合において、やむを得ないときは、これを認める。

(計画変更の承認申請)

第7条 規則第11条第2項第1号の規定による変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、別表第1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(実績報告等)

第8条 規則第13条第1項の実績報告書(様式第7号)の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度の4月10日)とする。ただし、ふるさと森林づくり、ながさ木・なごみの街づくり、ながさき県民参加の森林づくり(制度型)については、事業の完了した日から30日を経過した日あるいは事業実施年度の3月10日のいずれか早い方を提出期限とする。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次のとおりとし、その提出部数は2部とする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、この金額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

- 2 規則第 16 条第 2 項の規定により、概算払いで補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（概算払）（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。
- 3 ながさき県民参加の森林づくりに係る概算払の上限額は、交付決定額の 7 割あるいは 20 万円のいずれか高い額とする。
- 4 規則第 16 条第 1 項の交付請求書に添付すべき書類及び規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の概算払請求書に添付すべき書類は、省略することができる。

#### （財産の処分の制限）

第 10 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 規則第 20 条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の別に定めるものは、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50 万円以上の機械及び器具とする。
- 4 規則第 20 条の規定による知事の承認を受けようとする者は、取得財産等処分申請書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

#### （帳簿の整備等）

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

#### （委任）

第 12 条 規則及び要綱並びに本実施要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項については、別表第 1 に示す実施区分ごとに定める各実施要領による。

#### 附 則

1. この実施要綱は、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。
2. この実施要綱は、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。
3. この実施要綱は、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。
4. この実施要綱は、平成 29 年度の予算に係る補助金から適用する。
5. この実施要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。
6. この実施要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1 (第2条関係)

実施区分	補助金の交付の対象となる経費	補助率等	重要な変更	補助事業者
環境保全 林緊急整備	調査費 手入れ不足の森林において、間伐等を実施するための調査に必要な経費。	知事が認める実施経費の10分の10以内		市町
森林整備 作業システム構築	システム化促進高性能林業機械リース事業については、間伐材を効率的に生産する作業システムの構築のための民間高性能林業機械リースに要する経費	リースに要する経費の予算の範囲内における定額補助	経費の欄に掲げる経費における、3割を超える増減	林業認定事業者
しまの間伐促進	県内の離島地域における間伐素材の海上輸送にかかる経費	(1) 船舶輸送（木材を直接船舶に積込での輸送）1 m <sup>3</sup> あたり2,000円を上限とする。 (2) 車両輸送（木材積載トラックの船舶輸送）1 m <sup>3</sup> あたり4,000円を上限とする。		(1) 森林組合 (2) その他知事が適当と認めるもの
ふるさとの森林づくり	(1) 県内の市町において、各市町が地域で重要とされる森林を対象とし、地域住民が望む森林の姿に誘導・維持するための森林整備や未利用木材の利用推進、県産材の利用推進、森林保全の普及啓発などの取組に必要な経費で別に定めるもの (2) 付帯事務費	(1) 知事が別に定める率 (2) (1) の補助金額の5%以内 (3) 各実施区分間の流用は認めない。	(1) 事業実施主体の変更 (2) 実施細区分の新設又は廃止 (3) 各実施細区分における補助対象経費の3割を超える増減	市町

<p>ながさ 木・なご みの街づ くり</p>	<p>県民の目にふれる機会の多い公共 性の高い民間施設の木質化、木製品 導入にかかる経費</p>	<p>知事が認める実施経費の 2分の1以内</p>		<p>知事が適 当と認めるも の</p>
<p>ながさき 県民参加 の森林づ くり（制 度型）</p>	<p>森林の価値や森林づくりの重要性 について理解と関心を高め、県民共 有の財産である森林を社会全体で支 えていく県民参加の森林づくりにつ ながる活動に係る経費で別に定める もの</p>	<p>(1) 知事が認める実施経 費の10分の10以内（補 助金額の上限は200万 円とする。ただし、知 事が特に必要と認めた ものについてはこの限 りでない） (2) 当初交付決定額を上 限とし、補助金額の増 は認めない。</p>	<p>補助事業の経 費（費目毎）の 2割を超える 増（増加する 額が1万円以 下の場合を除 く。）及び新た な費目の追 加。</p>	<p>知事が適 当と認めるも の</p>

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付申請書

年度ながさき森林環境保全事業（実施区分の名称）について、ながさき森林環境保全事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- (3 その他 )

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（環境保全林緊急整備）

区分	区分の概要	事業量 (ha)	事業費 (円)	県補助金額 (円)	事業期間		備考
					着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
調査費							
合 計							

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

区分	事業内容			補助対象事業費 (A) + (B)	負担区分		事業期間		備考
	項目	台数	日数		県補助 (A)	その他 (B)	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
システム化促進高性能 林業機械リース事業				円	円	円			
計									

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。



ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（しまの間伐促進）

No.	当該間伐事業主体名	前年度 搬出間伐 実施面積 (ha)	搬出間伐 計画面積 (ha)	搬出間伐 出材 計画材積 (m <sup>3</sup> )	〔事業量〕 島外出荷 計画材積 (m <sup>3</sup> )	出荷港	受入市場等	単価 (円)	事業費 (円)	県補助金 申請額 (円)	事業期間		摘要		
											着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日			
計															

注) 変更計画概要書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。



様式第2号（その5）（第4条及び第8条関係）

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（ながさ木・なごみの街づくり）

区分	施設名	整備内容	事業費 (円)	補助対象 事業費 (円)	県補助金額 (円)	事業期間		備考
						着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	

- (注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。  
 2) 区分は、施設の木質化、木製品導入のどちらかを記入する。

様式第2号（その6）（第4条及び第8条関係）

ながさき森林環境保全事業（変更）計画（実績）書

ながさき森林環境保全事業（ながさき県民参加の森林づくり（制度型））

活動名	活動内容	主な活動場所	参加対象者 及び参加者 予定数	県補助金額 (円)	事業期間		備考
					着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	

(注) 1) 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

収支予算（精算）書

様式第3号（その1）（第4条及び第8条関係）（ふるさとの森林づくりを除く）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

収入区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
合計				

2 支出の部

区分	経費の区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
	小計				
	小計				
	合計				

- (注) 1. 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。  
 2. 区分は、実施区分により以下のとおりとする。  
 (1) 環境保全林緊急整備：付帯事務、調査委託  
 (2) 森林整備作業システム構築：高性能林業機械リース費用  
 (3) しまの間伐促進：海上輸送費  
 (4) ながさ木・なごみの街づくり：施設の木質化、木製品導入  
 (5) ながさき県民参加の森林づくり（制度型）：活動内容の区分による。

収支予算（精算）書

1 収入の部

収入区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
合計				

2 支出の部

事業実施主体	実施細区分名	事業等の名称	経費の区分	予算額	(精算額)	(増減額)	備考
			小計				
			小計				
			小計				
			小計				
合計							

(注) 1. 変更計画書の場合は二段書き（上段：変更前、下段：変更後）とする。

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

誓約書

私は、 年度ながさき森林環境保全事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者 発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○） 発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）
--

年 月 日

長崎県知事

様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付決定前着手届

年度ながさき森林環境保全事業（実施区分の名称）について、ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱第6条第1項の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業の概要
  - (1) 事業内容及び事業量
  - (2) 事業費
2. 交付決定前の着手を必要とする理由
3. 着手予定年月日
4. 完了予定年月日

(別記条件)

1. 対象事業として決定されない場合は自力事業とする。
2. 決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体の負担とする。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)  
発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)



年 月 日

長崎県知事

様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業計画  
変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた、年度ながさき森林環境保全事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により申請します。

記

- 1 事業変更計画書
- 2 変更の理由
- 3 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があつた 年度ながさき森林環境保全事業（実施区分の名称）について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

年度ながさき森林環境保全事業補助金に係る仕入れに係る  
消費税等相当額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた 年  
度ながさき森林環境保全事業について、ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱第8条第4項  
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 補助金の確定額<br>( 年 月 日付長崎県指令 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円也 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額               | 金 | 円也 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額       | 金 | 円也 |
| 4 補助金返還相当額(上記3-2)                         | 金 | 円也 |

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で額の確定の通知があった 年度ながさき森林環境保全事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第16条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所  
氏 名（法人にあつては名称及び  
代表者の氏名）

交付確定額 円

既受領済額 円

今回請求額 円

残 額 円

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義（カタカナ）

※ 申請者の名称と同一の口座名義であること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年度ながさき森林環境保全事業補助金交付請求書（概算払）

金 円

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった 年度ながさき森林環境保全事業補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 16 条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所  
氏 名（法人にあっては名称及び  
代表者の氏名）

概算払いを必要とする理由

交付決定額	円
既受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義（カタカナ）

※ 申請者の名称と同一の口座名義であること。

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○（連絡先○○○-○○○-○○○○）

発行担当者 △△ △△（連絡先○○○-○○○-○○○○）

年 月 日

長崎県知事 様

住所又は所在地  
補助事業者名  
(団体にあつては代表者名)

### 取得財産等処分申請書

年度ながさき森林環境保全事業補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したので、ながさき森林環境保全事業補助金実施要綱第10条第4項の規定により申請します。

#### 記

##### 1. 処分する財産等

- (1) 名称、所在地、構造、延床面積
- (2) 事業費及び補助金
- (3) 事業完了年月日
- (4) 処分(予定)先、処分子定日
- (5) 処分見込み価格
- (6) 処分の理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○ (連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△ (連絡先○○○-○○○-○○○○)